

原油・原材料高騰等緊急対策資金利子補給事業事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・原材料高騰等緊急対策資金の利子補給事業を行う金融機関に対して当該事業に要する経費の補助を行い、早期かつ円滑な利子補給を実施することにより、県内に事業所等を有する中小企業者の経営の安定化を図るため、原油・原材料高騰等緊急対策資金利子補給事業事務費補助金（以下「事務費補助金」という。）を交付することについて、栃木県補助金等交付規則（昭和33年栃木県規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 原油・原材料高騰等緊急対策資金（以下「当該制度融資」という。）を実行し、原油・原材料高騰等緊急対策資金利子補給補助金（以下「利子補給補助金」という。）に係る交付申請を行う取扱金融機関

(交付対象経費)

第3条 事務費補助金の額は、利子補給補助金の交付申請書兼実績報告書に添付する利子補給対象者一覧に記載のある融資1件につき1,200円とする（利子報告額が0円のものを除く。）。

(交付の申請)

第4条 事務費補助金の交付を受けようとする金融機関（以下「申請者」という。）は、第3条による事務費補助金の金額をとりまとめて、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請時期については、別に定めるものとする。

3 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条に基づく交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、事務費補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 申請者は、事務費補助金の交付の請求をする場合は、交付請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、交付請求書の提出があった場合には、速やかに申請者に対して事務費補助金を交付するものとする。

(補給金等の返還等)

第7条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、事務費補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した事務費補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 虚偽その他不正な手段により事務費補助金の交付を受けたとき。
- 二 規則又はこの要綱に定める事項に違反したとき。

(書類の保存)

第8条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事務費補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年8月3日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。